

第 9 号議案

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

第 1 編 関係条例の一部改正

(足立区職員の分限に関する条例の一部改正)

第 1 条 足立区職員の分限に関する条例（昭和 4 9 年足立区条例第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「禁この刑」を「拘禁刑」に改める。

(足立区プールの衛生管理に関する条例等の一部改正)

第 2 条 次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(1) 足立区プールの衛生管理に関する条例（昭和 5 0 年足立区条例第 7 号）第 9 条

(2) 足立区情報公開・個人情報保護等審査会条例（平成 5 年足立区条例第 5 8 号）第 1 1 条

(3) 足立区における公共サービス改革の推進に関する条例（平成 1 8 年足立区条例第 5 8 号）第 2 4 条

第 2 編 経過措置

第 1 章 通則

(罰則の適用等に関する経過措置)

第 3 条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお

従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号。以下「刑法等一部改正法」という。）第２条の規定による改正前の刑法（明治４０年法律第４５号。以下この項において「旧刑法」という。）第１２条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第１３条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第１６条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

第４条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

第２章 その他

（経過措置の規則への委任）

第５条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和４年法律第６８号）並びにこの条例の施行に伴い、必要な経過措置は、規則で定める。

付 則

この条例は、令和７年６月１日から施行する。

（提案理由）

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、規定を整備する必要がある
のでこの条例案を提出いたします。